

別 表

理事・監事及び評議員並びに各種委員等に係る報酬及び費用弁償等の支払基準表

職 種	勤務形態	報 酬	費用弁償	算出基準
理 事 長 兼 施 設 長	常 勤			報酬は支給しない。給与は、地方公務員給与表の部長級給与を上限とする。
理 事 長	非 常 勤 (業務執行週3日以上)	330,000円以内 (月 額)		上欄給与の60%の額を上限とする (550,000円×0.6 =330,000円)
理 事 員 監 事 員 評 議 員 評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 苦 情 対 応 第 三 者 委 員 入 所 判 定 第 三 者 委 員	非 常 勤 (日 勤)	10,000円 (日 額)	3,000円 (1 回)	費用弁償(旅費)3,000円は、日立市内居住者とし、日立市以外の者については、職員の旅費規程により算出した額とする。